

<以下、仮訳ですので、使用に当たっては原文をご確認ください。下線部は主な変更点です>

[https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk02/202404/t20240408\\_1070139.html](https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk02/202404/t20240408_1070139.html)

名 称	排污许可管理办法	分 类	其他生态环境管理业务信息
索引号	000014672/2024-00142	生成日期	2024-04-08
发布机关	生态环境部	文 号	部令 第 32 号主
文 号	部令 第 32 号主	题 词	

## 排污许可管理办法

《排污许可管理办法》は、2023 年 12 月 25 日の生态环境部 2023 年第 4 回部内会議で審査・承認され、ここに公布し、2024 年 7 月 1 日から施行する。

生态环境部部长 黄润秋

2024 年 4 月 1 日

### 排污许可管理办法

#### 目 录

#### 第 1 章 總 則

#### 第 2 章 汚染物質排出許可証及び汚染物質排出登録表の内容

#### 第 3 章 申請と審査

#### 第 4 章 汚染物質排出管理

#### 第 5 章 監督検査

#### 第 6 章 附 則

## 第 1 章 總 則

### 第 1 条 (制定根拠)

汚染物質排出許可の管理を標準化する為に、《中华人民共和国环境保护法》、《中华人民共和国海洋环境保护法》、及び大気、水、固形廃棄物、土壌、騒音等に関する特別な汚染防止・規制法、及び《排污许可管理条例》(以下《条例》と略称す)に基づき本弁法を制定する。

### 第 2 条 (適用範囲)

汚染物質排出許可証の申請、承認、執行及び汚染物質排出許可に係る監督・管理等の行為は、本弁法を適用する。

### 第 3 条 (汚染物質排出許可証の申請・取得、登録)

法の規定に従って汚染物質排出許可管理を実施している企業、事業者及び其の他生産事業者(以下、汚染物質排出事業者と略称する)は、法に従って汚染物質排出許可証の申請・取得をしなければならず、且つ汚染物質排出許可証の規定に従って汚染物質を排出しなければならない； 汚染物質排出許可証を未取得な場合、汚染物質を排出してはならない。

法によって汚染物質排出登録表への記入が義務付けられている企業・事業者及び其の他生産事業者（以下、汚染物質排出登録事業者と略称する）は、国家汚染物質排出許可証管理情報プラットフォームに汚染物質排出登録をしなければならない。

#### 第4条（重点管理、簡易管理、登録管理）

汚染物質の発生量、排出量及び環境に与える影響の程度等の要素に基づき、企業・事業者及び其の他の生産事業者に対して、汚染物質排出許可の重点管理、簡易管理及び排出登録管理を実施する。

汚染物質排出許可の重点管理、簡易管理を実施する汚染物質排出事業者の具体的範囲は、「固定汚染源排出許可分類管理名録」の規定に従って実施する。排出登録管理を実施する汚染物質排出登録事業者の具体的な範囲は、国務院生態環境主管部門が制定、公布する。

#### 第5条（生態環境主管部門の責務）

国務院生態環境主管部門は全国の汚染物質排出許可証の統一的監督・管理の責任を負う。省級生態環境主管部門及び地区の市級生態環境主管部門は、当該行政区域における汚染物質排出許可の監督・管理に責任を負う。

#### 第6条（生態環境主管部門の包括的な許可管理）

生態環境主管部門は、汚染物質排出事業者による大気汚染物質、水質汚染物質、工業固形廃棄物、工業騒音等の汚染物質排出行為に対して、包括的な許可管理を実施する。

#### 第7条（事業者等のコード管理）

国務院生態環境主管部門は、汚染物質排出事業者及び其の生産施設、汚染防止管理施設及び排出口に対して統一したコード管理を実施する。

#### 第8条（許可証管理情報プラットフォーム）

国務院生態環境主管部門は国家汚染物質排出許可証管理情報プラットフォームの構築、運営、保守、管理に責任を負う。

汚染物質排出許可証の申請、受理、審査、承認決定、変更、延長、登録抹消、撤回、情報公開等は国家汚染物質排出許可管理情報プラットフォームを通じて処理される。汚染物質排出事業者が汚染物質排出許可証の取得を申請する場合、書簡等の方法で書面により申請書を提出することもできる。

国家汚染物質排出許可管理情報プラットフォームに記録された汚染物質排出許可証に関連する電子情報と汚染物質排出許可証の正本、副本に記載された情報は、法に従って同じ効力を有する。

#### 第9条（実施報告の利用）

汚染物質排出許可証の実施報告で報告された汚染物質の実際排出量は、年次生態環境統計、重点汚染物質の総排出量評価、汚染源の排出目録作成等の根拠として使用できる。汚染物質排出許可証は、汚染物質排出権の確認証明書及び汚染物質排出権取引の管理媒体として使用される。

## 第2章 汚染物質排出許可証及び汚染物排出登録表の内容

#### 第10条（汚染物質排出許可証）

汚染物質排出許可証は正本と副本から構成される。地区の市級以上の地方人民政府・生態環境主管部門は、地方で制定された法規制に従って、汚染物質排出許可証に記載しなければならない内容を増や

すことができる。

#### 第 11 条 （許可証の原本、副本の記載内容）

汚染物質排出許可証の原本には《条例》の第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定する基本情報を記載し、汚染物質排出許可証の副本には《条例》の第 13 条に規定する全ての情報を記載しなければならない。

法律法規で規定されている汚染物質排出事業者は、大気汚染物質、水質汚濁物質、工業固形廃棄物、工業騒音等の汚染物質排出を抑制・制御するための要求事項、重度の大気汚染等の特殊な期間に於ける汚染物質の排出を禁止又は制限する要求事項、及び土壌汚染の重点監督管理事業者に対する有毒・有害物質の排出抑制・制御、土壌汚染の潜在的危険性調査、自己監視等の要求事項を遵守しなければならず、汚染物質排出許可証の副本中に記録しなければならない。

#### 第 12 条 （より厳しい排出制限値）

汚染物質排出事業者が、より厳しい排出制限値の執行を承諾した場合、その旨を汚染物質排出許可証の副本に記載しなければならない。

#### 第 13 条 （汚染物質排出登録表の記載内容）

汚染物質排出登録表には以下の情報を記載しなければならない。

- (1) 汚染物質排出登録事業者の名称、統一社会信用コード、生産事業所の所在地、業界の類別、法定代表者或いは実際の責任者等の基本情報。
- (2) 汚染物質の排出先、実施している汚染物質の排出基準及び採用している汚染の予防・管理措置等。

## 第 3 章 申請と審査

#### 第 14 条 （汚染物質排出許可証の事前取得）

汚染物質排出事業者は、実際に汚染物質を排出する前に、その生産事業所が所在する市級以上の地方人民政府・生態環境主管部門（以下、審査・承認部門と略称する）に対して汚染物質排出許可証を申請・取得しなければならない。

海洋工学汚染物質排出事業者が汚染物質排出許可証を申請・取得する場合、関連法律及び行政法規の規定に基づいて行う。

#### 第 15 条 （複数の事業所から排出する場合）

汚染物質排出事業者が 2 つ以上の生産事業所から汚染物質を排出する場合、別々に生産事業所所在地の審査・承認部門に対して汚染物質排出許可証を申請・取得しなければならない。

#### 第 16 条 （申請情報の公開）

汚染物質排出許可に於いて重点管理を実施する汚染物質排出事業者は、汚染物質排出許可証の初回申請又は再申請の資料を提出する前に、国家汚染物質排出許可証管理情報プラットフォームを通じて基本情報と申請許可事項の原案を公開し、且つ説明資料を提出しなければならない。公開期間は 5 営業日以上とする。

#### 第 17 条 （汚染物質排出事業者による誓約）

汚染物質排出事業者が汚染物質排出許可証申請表に記入する際、汚染物質排出許可証申請書類の完

全性、信頼性、合法性を誓約し、汚染物質排出許可証の規定に従って汚染物質を排出することを誓約し、汚染物質排出許可証に規定された環境管理要件に従って実行しなければならない。また、法定代表人又は主要な責任者が署名又は押印しなければならない。

#### 第 18 条 （申請時の補足資料提出）

汚染物質排出事業者は《条例》の第 7 条及び第 8 条の規定に従って対応する資料を提出しなければならないが、申請資料に補足説明を加えて審査・承認部門に同時に提出することができる。

汚染物質排出事業者は、排出許可量の申請を行う際に、排出量制限値の算出プロセスも併せて提出しなければならない。汚染物質排出権取引による重点汚染物質の排出総量制限枠を取得している場合、更に汚染物質排出権取引枠の証明書類も提出しなければならない。

汚染物質排出口を既に設置している汚染物質排出事業者は、排出口の標準化に関する現状説明書を提出しなければならない。

#### 第 19 条 （自己モニタリング計画の作成）

汚染物質排出事業者が汚染物質排出許可証を申請する際、自己監視測定（モニタリング）技術指針に従って、自己モニタリング計画を作成しなければならない。

自己モニタリング計画には以下の内容を含めなければならない。

- (1) 監視測定ポイント及び見取り図、監視測定指標、監視測定頻度；
- (2) 使用する監視測定分析方法；
- (3) 監視測定の品質保証及び品質管理要件；
- (4) 監視測定データの記録、要約、保存に関する要件；
- (5) 監視測定データの情報公開に関する要件；

#### 第 20 条 （申請書類の技術面での審査）

審査・承認部門は、汚染物質排出事業者から提出された申請書類を受理した後、《条例》の第 9 条及び第 10 条の要件に従って処理する。

審査・承認部門は技術グループを組織して汚染物質排出許可証申請資料に対する技術評価を実施し、相応の費用を負担することができる。技術グループは科学性、客観性、公平性の原則に従い、技術評価意見を提出しなければならないが、技術評価意見に対して責任を負うものとし、汚染物質排出事業者から如何なる費用も徴収してはならない。

技術グループは、技術評価を実施する際、国家の関連する法律法規、標準規格を遵守し、汚染物質排出事業者の営業秘密を保守しなければならない。

#### 第 21 条 （採用汚染防止技術の評価）

汚染物質排出事業者が対応する汚染防止可能な技術を採用している場合、或いは新規建設、改修、拡大プロジェクトの汚染物質排出事業者が環境影響報告書（表）承認文書で要求されている汚染防止技術を採用している場合、審査・承認部門は汚染物質排出事業者が採用している汚染防止施設或いは処理能力が許可排出濃度要件を充分満たすしていると認めることができる。

前項に規定した状況を満たさない場合、汚染物質排出事業者は、監視測定データを提供することで採用している汚染防止施設が許可排出濃度要件を満たしていることを証明することができる。監視測定データは、国家の関連する環境測定、計量証明規定及び技術標準に適合した監視測定設備を使用して取

得しなければならない；国内で初めて採用された汚染防止・制御技術については、工学試験データを提供して証明しなければならない。

#### 第 22 条 （汚染物質排出許可証発行の条件）

以下の条件を満たす汚染物質排出事業者に対して、汚染物質排出許可証を発行する：

- (1) 法に従って建設プロジェクトの環境影響報告書（表）の承認文書を取得した、或いは既に環境影響登録表の提出手続きを行っている；
- (2) 汚染物質の排出が、汚染物質排出基準の要件、重点汚染物質の排出が汚染物質排出許可証の申請・発行の技術標準、環境影響報告書（表）の承認書類、及び重点汚染物質の総量規制要件に適合している；其中で、汚染物質排出事業者の生産事業所が国家環境品質基準を満たしていない重点区域、流域に位置している場合、生態環境品質の改善に関する関連地方人民政府の特別要求にも適合しなければならない；
- (3) 採用した汚染防止施設は、許可された排出濃度要件を満たすか、又は実行可能な汚染防止技術に適合している；
- (4) 自主監視測定計画の監視測定箇所、指標、頻度等は、国の自主モニタリング基準に適合している；

#### 第 23 条 （審査・承認の所要時間）

審査・承認部門は法定審査期間内に審査決定を行わなければならない、条件を満たしている場合、汚染物質排出許可証を発行する；条件を満たさない場合、不許可の決定書を出し、汚染物質排出事業者に対して許可を与えない理由、及び法に従って行政再審査を申請するか又は行政訴訟を起こす権利を書面で通知しなければならない。

法に従って公聴会、試験検査、検査測定、専門家による審査が必要である場合、その為の所要時間は審査・承認期間に含めず、審査・承認部門は所要時間を書面で汚染物質排出事業者に通知しなければならない。

#### 第 24 条 （許可証の継続申請）

汚染物質排出事業者が《条例》第 14 条第 2 項の規定に従って汚染物質排出許可証の継続を申請する場合、規定に従って継続申請書を提出しなければならない。審査・承認部門が汚染物質排出許可証の継続を決定した場合、継続後の汚染物質排出許可証の有効期間は旧汚染物質排出許可証の期限満了の翌日から計算する。

汚染物質排出事業者が、《条例》第 14 条第 2 項に規定されている継続申請書の 60 日前までの提出を行わなかった場合、審査・承認部門は法に従って旧汚染物質排出許可証の有効期間満了後に汚染物質排出許可証の決定を行い、継続後の汚染物質排出許可証の有効期間は継続決定の日から計算する；審査・承認部門が法に従って旧汚染物質排出許可証の有効期間満了前に汚染物質排出許可証の継続を決定した場合、継続後の汚染物質排出許可証の有効期間は、旧汚染物質排出許可証の有効期間満了の翌日から計算する。

#### 第 25 条 （許可証の再申請）

《条例》第 15 条の規定に該当して汚染物質排出許可証の再申請をしなければならない場合、汚染物質排出事業者は実際の汚染物質排出行為を変更する前に汚染物質排出許可証を再申請して取得しな

なければならない。汚染物質排出事業者は、汚染物質排出許可申請書、汚染物質排出事業者の法定代理人又は主要責任者による署名或いは捺印した誓約書、及び汚染物質排出許可証再申請に関するその他の資料を提出し、且つ再申請理由を説明しなければならない。

再申請した汚染物質排出許可証の有効期間は、審査部門が再申請の承認を決定した日から計算する。

#### **第 26 条**（基本情報に変更があった場合の対応）

汚染物質排出事業者の氏名、住所、法定代表者又は主要責任者等の汚染物質排出許可証の正本に記載された基本情報に変更があった場合、汚染物質排出事業者は、変更日から 30 日以内に、審査・承認部門に対し汚染物質排出許可証の変更申請書及び汚染物質排出許可証の変更に関連するその他資料を提出しなければならない。

審査・承認部門は受理日から 10 営業日以内に変更決定を行い、規定に従って汚染物質排出許可証の正本を書き換え、関連する変更内容を汚染物質排出許可証の副本に変更・継続の記録を記載する。汚染物質排出許可証に記録された情報を変更しても、汚染物質排出許可証の有効期間には影響しない。

#### **第 27 条**（汚染物質排出基準等に変更が生じた場合）

汚染物質排出事業者に適用される汚染物質排出基準、重点汚染物質の排出総量規制要件が変更され、汚染物質排出許可証を変更する必要がある場合、審査・承認部門は基準の発効前及び総量規制指標の変更後に、法に従って汚染物質排出許可証の関連事項を変更しなければならない。

#### **第 28 条**（その他の変更が生じた場合）

本弁法第 25 条、第 26 条、第 27 条に規定する場合を除き、汚染物質排出許可証に記載された内容に変更が生じた場合、汚染物質排出事業者は自主的に審査・承認部門に対して汚染物質排出許可証の内容修正を申請することができ、審査・承認部門は速やかに汚染物質排出許可証の記載内容を修正しなければならない。

#### **第 29 条**（許可証を抹消する要件；申請者の不適合）

下記のいずれかの状況が発生した場合、審査・承認部門は法に従って汚染物質排出許可証の抹消手続きを行い、且つ国家汚染物質排出許可証管理情報プラットフォームで公告しなければならない。

- (1) 汚染物質排出許可証の有効期間が満了したが、継続していない場合；
- (2) 汚染物質排出事業者が法によって停止された場合；
- (3) 汚染物質排出許可証が法に従って、取下げや取消しになった場合；
- (4) 抹消しなければならないその他の状況が生じた；

#### **第 30 条**（許可証を抹消する要件；審査・承認部門の不適合）

下記のいずれかの状況が発生した場合、法に従って汚染物質排出許可証を抹消することができ、国家汚染物質排出許可証管理情報プラットフォームで公告する。

- (1) 法定権限を超えて汚染物質排出許可証を審査・承認した場合；
- (2) 法で定めた手続きに違反して汚染物質排出許可証の審査・承認した場合；
- (3) 審査・承認部門の職員が職権乱用、職務怠慢で汚染物質排出許可証を審査・承認した場合；
- (4) 申請資格がない又は法定条件を満たしていない汚染物質排出事業者に対して、汚染物質排出許可証の審査・承認した場合；
- (5) 法に従って汚染物質排出許可証を抹消するその他状況が生じた；

汚染物質排出事業者が、詐欺、賄賂等の不正な手段により汚染物質排出許可証を取得した場合、法律に従って抹消しなければならない。

### 第31条（上級生態環境部門による下位部門の監督）

上級生態環境主管部門は、審査・承認権限を有する下級生態環境主管部門の汚染物質排出許可証の審査・承認及び執行状況を監督・検査及び指導することができ、《条例》第32条の規定に該当する違法な状況を発見した場合、上級生態環境主管部門は是正を命しなければならない。

### 第32条（許可証の紛失等の場合）

汚染物質排出許可証を紛失、破損した場合、汚染物質排出事業者は審査・承認部門に交換を申請できる。汚染物質排出許可証の手続きで電子証明書を申請した汚染物質排出事業者は、必要に応じて自ら汚染物質排出許可証を印刷できる。

## 第4章 汚染物質排出管理

### 第33条（排出事業者の責務）

汚染物質排出事業者は《条例》の規定に基づき、環境保護の主体的責任を厳格に実行し、環境管理制度を確立・改善し、汚染物質排出許可証の規定に基づいて汚染物質の排出を厳格に管理しなければならない。

汚染物質排出登録事業者は、国家生態環境保護の法律・法規・規制等の管理規定に基づいて汚染防止・管理施設を運営・維持し、標準化された排出口を建設し、汚染物質排出の主体的責任を履行し、汚染物質排出を管理・制御しなければならない。

### 第34条（排出事業者の自己モニタリング）

汚染物質排出事業者は、汚染物質排出許可証の規定及び関連する標準・規範に基づいて、法に従って自主監視測定を実施し、監視測定記録の原本を保存しなければならない。原本の監視測定記録の保存期間は5年以上とする。

汚染物質排出事業者は自主監視測定データの信頼性、正確性に責任を負い、改ざん、偽造をしてはならない。

### 第35条（モニタリング装置の設置、ネットワーク構築）

汚染物質排出許可の重点管理を実施している汚染物質排出事業者は、法律に従って汚染物質排出自動監視測定装置を設置、使用、維持しなければならない。生態環境主管部門の監視装置とネットワークを構築しなければならない。

汚染物質排出事業者は、汚染物質排出自動監視測定装置からの異常データ送信を発見した場合、速やかに生態環境主管部門に報告し、検査と修理を行わなければならない。

### 第36条（環境管理台帳へ記載と内容）

汚染物質排出事業者は、汚染物質排出許可証に規定されている形式、内容及び頻度の要件に従って環境管理台帳を記録しなければならない。主に以下の内容が含まれる。

- (1) 汚染物質排出に関係する主要な生産施設の稼働状況；異常事態が発生した場合、原因と講じた措置を記録しなければならない。

- (2) 汚染防止施設の稼働状況及び管理情報；異常事態が発生した場合、原因と講じた措置を記録しなければならない。
- (3) 汚染物質の実際排出濃度と排出量；基準超過の排出が発生した場合、超過原因と講じた措置を記録しなければならない。
- (4) その他の関連技術標準に基づいて記録すべき情報。

環境管理台帳の記録保存期間は5年以上とする。

### 第37条（実施報告の内容、管理情報プラットフォームへの記載）

汚染物質排出事業者は、汚染物質排出許可証に規定されている実施報告の内容、頻度及び期限の要件に基づいて、国家汚染物質排出許可証管理情報プラットフォームに汚染物質排出許可証の実施報告を記入、提出しなければならない。

汚染物質排出許可証の実施報告には、年度実施報告、四半期実施報告及び月度実施報告を含む。

四半期実施報告書及び月度実施報告は以下の内容を含まなければならない。

- (1) 自主監視測定結果に基づき、汚染物質の実際排出濃度と排出量及び適合性判断分析の説明；
- (2) 汚染物質排出事業者の基準超過排出及び汚染防止施設の異常についての説明。

年度実施報告は四半期又は月度実施報告の代替として使用でき、以下の内容を追加する：

- (1) 汚染物質排出事業者の基本的生産情報；
- (2) 汚染防止施設の稼働状況；
- (3) 自主監視測定の実行状況；
- (4) 環境管理台帳の記録実施状況；
- (5) 情報公開の状況；
- (6) 汚染物質排出事業者の内部環境管理システムの構築及び運用状況；
- (7) その他の汚染物質排出許可証で規定されている内容の実施状況。

建設プロジェクト竣工時の環境保全施設検収報告中の汚染源監視測定データ等の汚染物質排出に係る主要な内容は、プロジェクトの環境保全施設が完成・検収した年の汚染物質排出許可証の年度実施報告書中に汚染物質排出事業者によって記録されなければならない。汚染物質排出許可証の実施状況は、環境影響を事後評価するための重要な基礎として使用される。

汚染物質排出事業者が汚染物質排出事故を起こした場合、関連する法律、法規、規則の規定に基づいて速やかに報告しなければならない。

### 第38条（管理情報プラットフォームでの排出情報の開示）

汚染物質排出事業者は、汚染物質排出許可証の規定に従い、国家汚染物質排出許可証管理情報プラットフォーム上で汚染物質排出情報を事実通りに公開しなければならない。

汚染物質排出情報には、排出汚染物質の種類、排出濃度と排出量、及び汚染防止管理施設の建設・稼働状況、汚染物質排出許可証の実施報告、自己監視測定データ等を含めなければならない；水質汚染物質が自治体の排水処理システムに排出される場合、自治体の排水処理システムへの接続位置、排出方法等の情報を含めなければならない。

### 第39条（汚染物質排出登録表への登録）

汚染物質排出登録事業者は、実際に汚染物質を排出する前に、国家汚染物質排出許可証管理情報プラットフォームを通して汚染物質排出登録表に記入する。提出後即座に登録番号と受領証が出され、汚染物質排出登録事業者によって自己保存される。汚染物質排出登録事業者は、報告情報の真実性、正確性、完全性に対して責任を負わなければならない。

汚染物質排出登録表は登録番号を取得した日から発効し、有効期間は関連法律法規の規定に従って実施される。汚染物質排出登録情報に変更が生じた場合、汚染物質排出登録事業者は変更発生日から 20 日以内に変更登録を行わなければならない。

汚染物質排出登録事業者が閉鎖等の理由により汚染物質を排出しなくなった場合、国家汚染物質排出許可証管理情報プラットフォーム上で汚染物質排出登録表を速やかに抹消しなければならない。

汚染物質排出登録事業者が生産や汚染物質排出状況等に変化が発生した事に因り、法律に従って汚染物質排出許可証を申請・取得する必要がある場合、関連法律法規及び本弁法の規定に基づいて、速やかに汚染物質排出許可証を申請・取得、及び汚染物質排出登録表の抹消を行わなければならない。

## 第 5 章 監督検査

### 第 40 条 （許可証の記載事項に対する検査計画）

生態環境主管部門は汚染物質排出許可証及び汚染物質排出登録情報を法に基づき、監督管理データベースに組み込み、汚染物質排出許可の法に基づく検査を生態環境の法執行年度計画に組み込み、汚染物質排出許可証の記載事項リストに対する法に基づく検査を強化する。

汚染物質排出許可証を取得せずに汚染物質を排出した場合、及び汚染物質排出許可証の要件に従わずに汚染物質を排出した場合、規定に従わずに汚染物質排出登録表へ記入した場合等の汚染物質排出許可管理に違反した行為は、関連法律法規及び《条例》の関連規定に従って処理する。

### 第 41 条 （実施報告に対する実地検査）

生態環境主管部門は汚染物質排出許可証の実施報告の実地検査を行い、重点検査汚染物質排出事業者から提出された実施報告の適時性、報告内容の完全性、汚染物質排出行為の規定適合性、汚染物質排出量データの正確性及び各管理要件項目の実施状況等の内容を定期的に検査する。

汚染物質排出許可証の実施報告の検査は、国家汚染物質排出許可証管理情報プラットフォームに基づいて実施する。生態環境主管部門は汚染物質排出事業者に対して、環境管理台帳の記録、自己監視測定データ等の関連資料の提供を要求することができ、必要に応じて現地調査を実施することもできる。

### 第 42 条 （許可証の質的管理の強化）

生態環境主管部門は汚染物質排出許可証の質的管理を強化し、質的な審査メカニズムを確立し、汚染物質排出許可証の質的な検査を定期的実施しなければならない。

### 第 43 条 （汚染物質排出監督に対する国民の参加）

汚染物質排出事業者は、汚染物質排出許可証の所有、許可証に基づく汚染物質排出の意識を堅持し、汚染物質排出情報を適時に公開し、国民による監督を意識的に受け入れなければならない。法律に従って、汚染物質排出事業者及び汚染物質排出登録事業者による汚染物質排出行為に対する監督に社会大衆が参加するよう奨励する。如何なる事業者又は個人も本弁法の規定への違反行為を、生態環境主管部

門に通報する権利を有する。通報を受けた生態環境主管部門は法律に従って処理し、関連する法規に基づいて処理結果を通報者にフィードバックし、且つ通報者の秘密を保持しなければならない。

## 第6章 附 則

### 第44条 （許可証等様式の制定部署）

汚染物質排出許可証の原本、副本、誓約書の見本及び汚染物質排出許可証の申請、更新、変更申請表の様式は、国务院生態環境主管部門が制定する。

### 第45条 （国家機密に係る場合の対応）

汚染物質排出事業者が国家機密に係る場合、其の汚染物質排出許可、汚染物質排出登録及び関連する監督管理等は、国家の機密に関する法律法規の規定を遵守しなければならない。

### 第46条 （施行日）

本弁法は2024年7月1日から施行する。旧環境保護部が公布した《排污许可管理办法（试行）》（环境保护部令第48号）は同時に廃止する。